

「福岡市AED設置施設」登録制度推進事業実施要領

(目的)

第1条 この要領は、「福岡市AED設置施設」登録制度推進事業実施要綱に基づき、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を設置する集客施設等を「福岡市AED設置施設」として登録することに関して、その手続について定めることを目的とする。

(対象)

第2条 「福岡市AED設置施設」登録制度の対象となる集客施設等は、次のとおりとする。

- 1 ホテル・旅館等宿泊施設、サウナ及び公衆浴場
- 2 百貨店・スーパーマーケット等販売施設
- 3 興行場、遊技場
- 4 体育館・プール等の運動施設
- 5 私鉄、地下鉄、JRの各駅及び営業所並びに空港及び旅客船の発着場
- 6 区役所・保健所等公共施設（教育施設含む。）
- 7 その他「福岡市AED設置施設」として登録が適当と認められる施設等

(登録要件)

第3条 「福岡市AED設置施設」の登録は、登録を希望する集客施設等で次の要件をみたすものに対して行う。

- 1 福岡市内にあり、AEDを設置していること。
- 2 「福岡市AED設置施設」の情報提供（ホームページへの掲載等）に協力できること。

(経費及び手続)

第4条 「福岡市AED設置施設」の登録は無料とし、手続は次のとおり行うものとする。

- 1 申込
登録を希望する集客施設等は、保健福祉局健康医療部地域医療課に「福岡市AED設置施設」登録申込書「様式1」（以下「登録申込書」という。）を提出する。
- 2 書類審査
福岡市は、登録申込書に記載された事項について審査を行う。なお、必要に応じて電話や戸別訪問により確認を行う場合がある。
- 3 登録通知書等の交付
福岡市は、審査の結果、登録が適当と認めた場合は「福岡市AED設置施設」として登録し、「福岡市AED設置施設」登録通知書「様式2」とともに別添の「福岡市AED設置施設ステッカー（以下、「ステッカー」という。）及び「AEDシール」（以下、シー

ル) という。) を交付する。

4 ステッカー等の掲示

登録された集客施設等（以下、「登録施設」という。）は、施設の入口などの市民や利用者の目に付きやすい場所にステッカーを掲示し、「福岡市AED設置施設」であることを明示するとともにAED本体にシールを貼付する。

（登録の辞退等）

第5条 登録施設は、AEDの処分、滅却又は施設の廃業などにより、「福岡市AED設置施設」の登録を辞退する場合は、「福岡市AED設置施設」登録辞退申込書「様式3」を提出する。

（登録の変更）

第6条 登録施設は、施設の名称又は所在地を変更した場合は、速やかに「福岡市AED設置施設」登録変更申込書「様式4」を提出する。

（登録の取消）

第7条 福岡市は、登録施設が虚偽の登録又は市民からの通報等により、「福岡市AED設置施設」の登録が適当でないと判断した時は、「福岡市AED設置施設」登録取消通知書「様式5」により登録の取消を行うことができる。

附則 この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。